平成２５年（フ）第９９号
川崎市川崎区本町１丁目８番地13　湯尾マンション302、前住所相模原市中央区中央４丁目９番25号
破産者　嶋田　勝仁
1　決定年月日　平成25年10月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１７１号
川崎市川崎区大島２丁目６番12号
破産者　仲谷夕起子
1　決定年月日　平成25年10月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第６５７０号
大阪市生野区生野東４丁目１番48号
破産者　真本秀吉こと　慎　　秀吉
1　決定年月日　平成25年10月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６６３３号
京都市北区紫野南舟岡町42番地８、開始決定時京都市北区大宮東脇台町35番地３
破産者　川口　泰弘
1　決定年月日　平成25年10月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３３０号
大阪市北区池田町９―16　三和エコーハイツ202、開始決定時大阪市北区天神橋３丁目10番17号
破産者　川下　禮子
1　決定年月日　平成25年10月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３３１号
大阪市北区池田町９―16　三和エコーハイツ202、開始決定時大阪市北区天神橋３丁目10番17号
破産者　川下商会こと　川下　弘一
1　決定年月日　平成25年10月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１２４８号
大阪市東住吉区中野１丁目４番23号、開始決定時の住所大阪市阿倍野区西田辺町２丁目10番31号
破産者　藤原　和子
1　決定年月日　平成25年10月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３０７号
兵庫県姫路市林田町奥佐見431番地
破産者　矢野　義則
1　決定年月日　平成25年10月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第３３２号
佐賀県佐賀市木原３丁目３番37号
破産者　高柳　　繁
1　決定年月日　平成25年10月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３７号
佐賀県佐賀市本庄町大字本庄571番地４
破産者　西田　瑞穂
1　決定年月日　平成25年10月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２２１号
愛知県一宮市丹陽町五日市場字屋敷182番地
破産者　後藤　鐵男
1　決定年月日　平成25年11月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第５６号
和歌山市黒田322番地の16
破産者　上野スミ子
1　決定年月日　平成25年11月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第５９号
和歌山県岩出市金屋17番地の１　Ⅱ―103号
破産者　平川　典由
1　決定年月日　平成25年11月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第４２号
熊本県球磨郡相良村大字柳瀬524番地
破産者　古川　峰記
1　決定年月日　平成25年11月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所人吉支部

平成２３年（フ）第４４８号
大分市望みが丘30番地の９
破産者　幸　　知代
1　決定年月日　平成25年11月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

免責許可決定

平成２５年（フ）第１９４号
兵庫県川西市小戸１丁目３番13―403号
破産者　坂口　清乃
1　決定年月日　平成25年10月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第２０９号
兵庫県伊丹市野間６丁目２番13―306号
破産者　山城　正浩
1　決定年月日　平成25年10月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第１４８号
兵庫県明石市大久保町谷八木1191番地の47
奥北野宿舎３棟402号
破産者　向山佐知恵
1　決定年月日　平成25年10月31日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係